

煎を以て町奉行より尋に付、取調書左の如し。
人夫銀打割候地子町之内七ヶ所之謂並濫觴、横目肝煎を以御尋に付愚案。

右當時傳馬町等・新堅町等・石引町等・御小人町等・木町等・高道町等・鍛冶町等・英町等八ヶ所に相成居候分、何頃相増候哉。且右八ヶ所に限り人夫銀相掛候哉之儀相考候處、萬治二年六月朔日前田對馬殿等奉書御定に、

金澤町夫之定

一 萬人 本町二十七町

二 千人 地子町七町

右年中夫數如先規被仰出候條、出人之儀割場奉行切手を取置、於御算用場遂勘定、不足有之候者、一人五分宛之積を以銀子可上之、過上有之候者同前可被下者也与御座候。先づ七ヶ所書物に見え候始に而、右之ヶ所者元祿三年十一月御尋に付、町奉行より御答之書物に、人夫銀打割候者、

一、十三間町

一、新堅町

一、犀川荒町
一、石引町
一、四丁木町
一、高道町
一、金屋町
一、鍛冶町
一、鍛冶片原町
一、安江木町
一、六枚町
一、傳馬町
一、五枚町

右十三町に人夫銀打割候由、相見得申候。右町續を以寄せ候へば、則七ヶ所に相成候儀に御座候。左候へば萬治御定書七町、則町名相分ち十三ヶ所に相成候事顯然。但し右町名相増候年月、私役所之書物に無御座候。扱又右御尋之節御答書、本町之儀之處に、役銀打割候場所商等多有之候町、次に左程に無之候町を段々位付致し、高下の免合相定打割候趣相見え申候。然時は、本町に於ては幾品も階級御

座候へ共、地子町に於ては人夫銀を打候場所与、不相懸場所との二品と被考候。則右人夫銀打割候ヶ所は、地子町之内にて商多有之、並家立も宜敷所に御座候。右之譯柄に候證據は、其後文化元年十一月御尋に付横目肝煎より書上候文中に、七ヶ所當時相増、右元祿之拾三ヶ町に、十九間町・石引町・後町・馬坂新町・御小人町・觀音町相増、十八ヶ町之旨相見候。右御小人町を相除殘之町は、是又各右拾三ヶ所之續に而、後世相分れ候名に御座候へ共、就中御小人町者何方にも不相續町に而、是則後に新入之場所宜敷所与被考候。尙此外にも只今堀川笠市・本堀川町、或は春日町・山・上町・大樋町等、場所宜敷所も御座候へ共、其以前右町は元御郡地に而、追々御支配御引請入之所に御座候。若し元來の地子地にても、其以前左程に無之場所も可有御座与奉存候。何分にも當役所記録には見當り不申候へ共、御郡所高澤實記与申物には、享保以來春日町等追々引渡しヶ所、何百何十軒と委敷留御座候。則文政四年大樋町並門前地等御引請之譯合と同様に御座候間、尙又當時之模様を以改而右七ヶ所地被爲仰付候而も可然哉与奉存候。以上。

嘉永三年二月 記錄方 佐平
右舊中の書札共にて、本町・地子町及び地子町の内七ヶ所と稱する地との等級をば勘考すべし。故に其の役場の留記に載せたる上申書等を其の儘爰に記載す。

○市中街巷名稱

金澤市中の街巷は、佐久間玄蕃尾山在城の頃、尾山八町とて西町・堤町・南町・金屋町・松原町・安江町・材木町・近江町の八町を建てたりと云ふ。是金澤町名の濫觴なり。前田家と成り、尾張町は藩祖利家卿尾張荒子以來、被召仕士共の邸宅を此の地にて賜はる。故に尾張町と呼べり。高岡町は、越中高岡にて利長卿被召仕士共の邸宅を此の地にて賜へり。故に高岡町と稱すと。此の外國初以來の町名尙あるべけれど、一々傳言なき故に詳かならず。利常卿の時代、元和・寛永中より山崎町、或は河原町・新町・今町などの町名共舊記等に散見すれど、市中町名を集録せしものを得ざれば考ふべからず。漸得雜記に載せたる金澤町役人裁許附戸數調書に見たる町名左の如し。

本町家數